

川越市観光スポットPR事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

川越市観光課

令和8年5月

川越市観光スポットPR事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本市を訪れる観光客の滞在時間帯及び来訪エリアが、「日中の一番街周辺部に集中している」本市のオーバーツーリズムの課題に対し、観光スポットの多様な掘り起こしを行い、訴求力のあるタレント等が見方・楽しみ方・行き方等を紹介することで、観光客の回遊性を高め、時間的・場所的分散化を図ると共に、本市の魅力を高め、新たな魅力づくりにつなげることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

川越市観光スポットPR事業業務委託

(2) 業務内容

別添「川越市観光スポットPR事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年2月5日（金）まで

(4) 業務委託限度額

本業務委託の限度額は、18,000千円（消費税額及び地方消費税額含む）とする。この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

3 参加資格要件及び失格事項

(1) 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、川越市契約規則（昭和49年規則第21号）を遵守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- ① 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号）に基づく令和7・8年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 本業務委託の公告の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日において、川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認可が決定した場合は除く。

- ⑤ 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）ではないこと。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当したときは、本手続きに関する資格を失う。

- ① 参加資格要件を満たさなくなったとき
- ② 「企画提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかったとき
- ③ 提出書類に虚偽の記載があったとき
- ④ 見積額が業務委託限度額を超えているとき
- ⑤ ヒアリング審査に参加しなかったとき
- ⑥ 選考の公平性を害する行為があったとき
- ⑦ 他者の著作権等を侵害するとき
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めたとき

4 参加申し込み

このプロポーザルに参加する意思のある者は、次のとおり必要書類を持参または郵送（配達証明書付）により提出すること。

(1) 提出書類

	提出書類	部数	様式 ※1	備考
①	公募型プロポーザル参加申込書	1部	様式1	
②	誓約書	1部	様式2	
③	業務実績調書	1部	様式3	
④	業務実施体制調書	1部	様式4	
⑤	納税証明等申請書兼証明書	1部	様式5	「市税」に未納がないことの証明書(受付日前3カ月以内に発行されたもの:写し可)
⑥	国税通則法施行規則で定める納税証明書「その3の3」※2	1部		「法人税」「消費税及び地方消費税」に未納がないことの証明書(受付日前3カ月以内に発行されたもの:写し可)
⑦	会社概要・パンフレット等	6部		様式自由

備考	<p>1 提出書類は、日本工業規格によるA4判の規格によること。</p> <p>2 ③、④の書類については、作成事業者を特定できる内容の記述は一切しないこと。</p> <p>3 ③、④の書類については、電子メールにてデータでも提出すること。</p>
----	--

※1 各様式等は市ホームページからダウンロードすること。

※2 取得方法等は国税庁ホームページを確認すること。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

(2) 受付期間

令和8年5月18日(月)から令和8年6月1日(月)まで

- ・持参の場合には、土日祝を除く提出期間の午前9時から午後4時までに提出すること。
- ・郵送の場合には、上記期間内に必着(配達証明付)とする。

(3) 提出先

川越市観光課

(4) 質問の方法

質問受付期間中に「質問票(様式10)」に質問事項を記載し、電子メールで提出すること。メール件名は、「プロポーザル質問(事業者名)」とすること。

- ・質問票受付期間

令和8年5月18日(月)から令和8年5月22日(金)午後5時まで

- ・提出先

川越市観光課(電子メールアドレス kanko★city.kawagoe.lg.jp)

(@を★に変更しています)

- ・回答方法

質疑応答事項は取りまとめて、令和8年5月27日(水)に市ホームページにて公開する。

- ・その他

- ① 質問者の名称等については公表しない。
- ② 審査に関する質問については回答しない。
- ③ 原則として、回答後の再質問は認めない。

(5) 参加資格の確認・通知(書類審査)

提出書類を基に参加資格の確認を行い、その結果を令和8年6月8日(月)までに、電子メール及び書面にて通知する。参加資格を有する者には、企画提案書の提出を求める。なお、参加資格を有する者が4者を超えた場合には事前審査(書類審査)を行い、上位4者をプレゼンテーション及びヒアリング審査の対象とする。

書類審査は、業務実績調書(様式3)及び業務実施体制調書(様式4)をもって、川越市観光スポットPR事業業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準表(以下、評価基準表という)に定める「業務実績」、「業務実施体制」にて審査を实

施する。

5 企画提案書等の提出

企画提案書は、企画提案者1者につき1点の提出とし、その構成等は下記のとおりとする。なお、提出期限以降の見積書の金額訂正、書類の差し替え及び追加提出は認めない。

(1) 企画提案書の構成

- ① 企画コンセプト、全体の構成、冊子の構成、動画の構成、独自の提案（内容に関することや、動画の再生数向上のための提案等）について具体的に明記すること。
- ② 12ページ以内（表紙含む。紙冊子のサンプルは含まない。）とし、ページ番号を記載すること。

(2) 紙冊子のサンプル

イメージが把握できるもの。4ページ以内（表紙含む）。

(3) 提出書類と提出部数

	提出書類	部数	様式 ※1	備考
①	企画提案書届出書	1部	様式6	代表者印を押印すること
②	企画提案書	10部	様式7	注意事項については下記参照※2
③	紙冊子のサンプル	10部	任意	4ページ以内（表紙含む）
④	業務工程表	1部	様式8	
⑤	見積書	1部	様式9	記載事項については下記参照
備考	1 提出書類は、紙冊子のサンプルを除き、日本工業規格によるA4判の規格によること。紙冊子のサンプルサイズは問わない。 2 ②、③の書類については、作成事業者を特定できる内容の記述は一切しないこと。 3 ②、④、⑤の書類については、電子メールにてデータでも提出すること。			

(4) 提出方法

持参または郵送（配達証明付）

(5) 提出期間

令和8年6月8日（月）から令和8年6月17日（水）まで

- ・持参の場合には、土日祝を除く提出期間の午前9時から午後4時までに提出すること。
- ・郵送の場合は、上記期間内に必着（配達証明付）とする。

(6) 提出先

川越市観光課

(7) 企画提案の辞退

参加申し込み後に企画提案を辞退する場合は、令和8年6月17日(水)午後4時(郵送の場合は必着)までに、持参または郵送(配達証明付)により、辞退届(様式11)を提出すること。これを過ぎた場合の辞退は認められない。

6 審査方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリング審査

① 実施日時 令和8年6月25日(木)を予定

日時・実施場所等の詳細は、令和8年6月8日(月)までにヒアリング審査参加対象事業者電子メールで通知する。

② プレゼンテーションは、提出された企画提案書(様式7)及び紙冊子のサンプルをもとに行うこと。

③ プレゼンテーション及びヒアリング審査に際して、事前に提出した企画提案書(様式7)の範囲内において、補足説明のため、PowerPointやインターネット(各業務のサンプル表示等)を使用してプレゼンテーションを行うこと。PowerPointの場合は、スクリーンに投影するスライド資料について、審査員への当日配布用として、10部印刷の上、持参すること。インターネットの場合は、表示するWEBページのURLを記載した書面を事前に観光課へ提出すること。なお、企画提案書(様式7)は審査委員に配布済みのため、プレゼンテーション及びヒアリング審査当日の資料準備は不要とする。

④ ヒアリング審査においては、以下の機材については市が用意し、参加事業者はパソコン等で使用するための電力(コンセント類)を無償で使用できる。その他の機器等が必要な場合は参加事業者の責において用意すること。

- ・プロジェクター(HDMI入力)
- ・HDMIケーブル
- ・スクリーン
- ・レーザーポインタ

また、ヒアリング審査の場において、参加事業者名が特定可能な内容の表現(参加事業者名、参加事業者のロゴ、標語等の表示等)はしないこと。

⑤ プレゼンテーションの出席者は3人以内とし、管理責任者となる者は必ず出席すること。

⑥ プレゼンテーションの持ち時間は20分。その後、質疑応答(10分程度)を行う。

(2) 評価

① 評価は、別紙「川越市観光スポットPR事業業務委託公募型プロポーザル評価基準表」により行う。

- ② ヒアリング審査による評価の合計点が最も高い者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を次点の契約予定事業者として決定する。最高得点に同数があつた場合は、審査委員会が決定する。
 - ③ 選考にあたり、審査委員会において最低基準を設ける。
 - ④ 参加事業者が1者の場合も選考を行うが、全ての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかつた場合は、再度公募を行うものとする。
 - ⑤ 契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかつた場合には、次点の者を契約予定事業者とする。
- (3) 審査の結果の通知
- 審査結果は、令和8年7月中旬頃に、ヒアリング審査に参加した事業者に電子メールで通知する予定。
- (4) その他
- ① 審査委員会での審査は非公開とする。
 - ② 選考結果に対する異議申立てはできないものとする。
 - ③ 審査結果は、市ホームページで公表する。

7 契約の締結

本業務の委託先業者に選定された業者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。

8 その他留意事項

- (1) 提案のための費用は、参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正または変更は一切認めない。
- (3) 川越市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については、死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めない。
- (4) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属する。ただし、川越市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) この公募型プロポーザルに係る情報公開請求があつた場合は、川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）に基づき提出書類の公開について判断する。
- (7) 業務の全部または主要部分を再委託することは認めない。ただし、部分的に再委託を行う場合は、本市の承諾を必要とする。
- (8) 実際の制作に際し、紹介するスポットやコースの選定等については、選定された企画提案者と本市及び本市が指定する関係者で協議の上、内容を決定する。

9 契約保証金

契約保証金は免除とする。

10 スケジュール（予定）

公募の開始	令和8年5月18日（月）
参加申込書提出期間	令和8年5月18日（月）から 令和8年6月 1日（月）午後4時まで ※質問受付は、5月22日（金）午後5時まで 回答は5月27日（水）にHPにて公開
書類審査結果及び ヒアリング審査日時等通知	令和8年6月 8日（月）
企画提案書等提出期間	令和8年6月 8日（月）から 令和8年6月17日（水）午後4時まで
ヒアリング審査 結果通知	令和8年6月25日（木） 令和8年7月中旬頃に通知
契約締結	令和8年7月下旬頃を予定

11 問い合わせ先

〒350-8601

埼玉県川越市元町1丁目3番地1

川越市観光課（本庁舎5階）

電話 049-224-5940

FAX 049-224-8712

電子メールアドレス kanko★city.kawagoe.lg.jp
（@を★に変更しています）

ホームページURL <http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>